

※ この資料は、申請書類No.18「別紙3 2(1)公益目的事業について」の「(3)事業の実績について(平成29年度)」の続きになります。

### (3) 事業の実績(平成29年度)

#### ア 建物総合損害共済

相互救済事業の種目の一つである建物総合損害共済は、市等が所有、使用又は管理する建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、落下・飛来、衝突、騒じょう、破壊行為、風水災、雪災、土砂崩れによる損害をてん補します。

財源は、建物総合損害共済に係る共済基金分担金を充てます。また、数年毎に共済基金分担金基率の見直しを行っています。

##### ○ 受託状況

受託件数	324,062 件
共済責任額(注)	80兆2,849億7,247万円
共済基金分担金額	63億5,229万8,119円

(注) 共済責任額とは、本会が受託した物件の額の総額

##### ○ 支払状況

支払件数	3,613 件
災害共済金	41億5,201万6,811円
損害率	65.4%

※ 上記のうち、高額災害共済金(1,000万円以上)は、支払件数63件、災害共済金約23億4,115万円。

#### イ 自動車損害共済

相互救済事業の種目の一つである自動車損害共済は、市等が所有、使用又は管理する庁用車、消防車及び塵芥車など(公用車)の事故による損害をてん補します。財源は、自動車損害共済に係る共済基金分担金を充てます。また、数年毎に共済基金分担金基率の見直しを行っています。

##### ○ 受託状況

受託件数	203,301 台
共済責任額 ※	4,484億2,089万円
共済基金分担金額	32億1,930万6,653円

※ 共済責任額は車両共済のみ。損害賠償共済は「無制限」に設定しているものがあるため、共済責任額は算定できません。

##### ○ 支払状況

支払件数	15,948 件
災害共済金	22億9,565万9,829円
損害率	71.3%

## ウ 地震災害見舞金制度

本制度は、ア及びイの附帯制度として昭和 55 年 7 月から実施しています。

地震災害の共済について、この分野の専門の学者で組織された地震共済研究会(昭和 54 年)に実現の可能性を諮問したところ、損害規模の巨大性及び統計的な損害予測の不明などから、建物、自動車のような共済制度とすることは困難であるとの調査・研究結果を受け、交付総額に限度を設けた見舞金制度を創設しました。

### ○ 制度の内容

対象物件 : 建物総合損害共済に加入している建物、工作物、動産  
自動車損害共済の車両共済に加入している自動車

見舞金の額 : 共済責任額の 15/100 相当額を限度に交付  
(平成 17 年度に引上げ。それ以前は 10/100 相当額を限度)。  
ただし、1 年度の見舞金総額は、一般正味財産の 5% が限度

### ○ 支払状況

平成 29 年度当期 809 件 25 億 8,496 万円

## (4) 財源

本事業(建物総合損害共済及び自動車損害共済並びにこれらの事業に附帯する地震災害見舞金制度)の財源は、それぞれの共済基金分担金収入並びに責任準備金(異常危険準備金を含む。)及び正味財産を取り崩して充てています。

## 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

### (1) 事業の目的

本事業は、相互救済事業の実施に伴い収集される事故データから、発生件数が増加傾向にあるものや大事故の例があるものなどについて、防災対策の調査研究及び普及啓発を行い、事故の発生や災害による公有財産等の損害の防止や減少を図ることで、住民福祉活動拠点の防災機能を高め、住民福祉の増進に寄与します。

### (2) 事業の内容及び実績

本事業は、2~3年のサイクルで一つのテーマを設定して実施しており、現在では「ごみ処理施設の火災や爆発事故」・「落雷事故」・「公用車の自動車事故」を対象として事業を実施しています。

「ごみ処理施設」は、現代の都市の生活環境を維持するために必要不可欠な施設であり、ひとたび火災や爆発事故が発生すると、作業員の人身被害、ごみ処理施設の損壊、施設の稼働停止など、住民生活にも大きな影響を及ぼすことになります。

「落雷事故」はシステムの機能停止や誤動作等により住民福祉活動の停止や遅延をまねき、住民の日常生活に大きな影響が出ることがあります。

これらの事故は、相互救済事業の事故データにおいても、発生件数の増加や大事故例など際立つ傾向があり、次のような事故防止対策の調査研究・普及啓発を実施しています。

#### [最近の調査研究内容及び実績]

平成 15~17 年度に市の協力により公民館や水道施設において、避雷器を既存の施設に設置し一定期間の雷発生状況とその被害軽減効果を検証するフィールドテストを実施し、その成果を平成 18 年 3 月に「落雷事故被害軽減対策に関する調査報告書」として取りまとめ全市へ配付しました。

平成 19～21 年度に「廃棄物処理施設の安全化に関する調査研究」を環境問題や廃棄物問題で専門知識を有する学識経験者等で構成する委員会を設置して調査研究を深め、その成果を平成 21 年 7 月に「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」として取りまとめ、ごみ処理施設関係者等及び各市等へ配布しました。

マニュアルの内容は、ごみ処理施設の防火対策及び防爆対策について、施設の管理職の方から施設現場の専門職まで適切に対応できるように、ごみの収集段階での危険物混入対策から施設内の事故防止対策まで、ソフトウェア、ハードウェアの両方の対策について総合的に記述しています。

平成 22 年度以降、ごみ処理施設の火災・爆発事故の防止と極小化の推進を目指して、引き続き調査研究を行いました。その成果として、平成 24 年度に主に施設担当者等向けに「現場で役立つごみ処理施設の火災事故防止ツール集」を、平成 26 年度に主に施設管理者等向けに「ごみ処理施設の火災事故防止のための防火安全マネジメントマニュアル」を作成し、各市等に広く配布しました。

また、近年の雷被害の増加を踏まえ雷害リスク対策に資するため、平成 24 年度には、防災および危機管理行政の一翼を担う防災行政無線のための対策として、「防災行政無線子局のための雷害対策ガイドブック」を、平成 26 年度に災害発生時の地域住民の避難拠点となる学校施設等のための対策として「公共施設のための雷害対策ガイドブック」を作成し、各市等に広く配布しました。

公用車の事故防止対策としては、平成 27・28 年度においては、低い事故発生率を維持している、または事故発生率が減少傾向にある市に対してヒアリングを行うなど、事故防止への取組事例に関する調査を行い、平成 29 年度において、その成果を「地方公共団体における公用車事故防止対策資料集」にまとめ、各市等に広く配布しました。

なお、これらの冊子の内容については、すべて本会のホームページで公開しています。本事業は、引き続き、数年のサイクルでテーマを設定し、実施いたします。

#### [最近の普及啓発内容及び実績]

##### ・ごみ処理施設事故防止対策セミナー

廃棄物問題に深い知識を持った専門家を講師として、実際にごみ処理施設において業務に従事している各市職員等を対象に、最近のハード面やソフト面における情報等を織り込んだ事故防止対策についてセミナーを行っています。

##### 【近年の実施実績】

平成 22 年度 東北支部（平成 22 年 10 月）、近畿支部（平成 23 年 2 月）

平成 23 年度 関東支部（平成 24 年 2 月）

平成 25 年度 北海道地区（平成 25 年 4 月）、関東地区（平成 26 年 2 月）、  
近畿地区（平成 26 年 3 月）、中国地区（平成 26 年 1 月）

平成 26 年度 東北地区（平成 26 年 9 月）、北信地区（平成 26 年 9 月）、  
東海地区（平成 26 年 9 月）、九州地区（平成 27 年 1 月）、  
四国地区（平成 27 年 2 月）

平成 27 年度 北海道地区（平成 27 年 10 月）、中国地区（平成 27 年 11 月）、  
関東地区（平成 28 年 2 月）、近畿地区（平成 28 年 2 月）

平成 28 年度 東海地区（平成 28 年 11 月）

平成 29 年度 東北地区（平成 29 年 10 月）、北信地区（平成 29 年 11 月）  
四国地区（平成 29 年 11 月）

##### ・落雷事故被害軽減セミナー

雷に関する学識経験者、実務家などを講師として、市等の施設管理担当者及び技術担当者を対象に、雷害対策の基本的な考え方と技術動向について理解を深めることを目的としたセミナーを行っています。

**【近年の実施実績】**

平成 24 年度 東北支部（平成 24 年 10 月）

平成 25 年度 関東地区（平成 26 年 2 月）

平成 26 年度 東北地区（平成 26 年 10 月）、中国地区（平成 26 年 11 月）、  
関東地区（平成 27 年 2 月）、近畿地区（平成 27 年 2 月）

また、平成 27 年 3 月に仙台市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」の  
関連事業としてフォーラムを開催

平成 27 年度 北海道地区（平成 27 年 9 月）、東海地区（平成 27 年 9 月）、  
北信地区（平成 27 年 11 月）、四国地区（平成 27 年 11 月）、  
九州地区（平成 28 年 1 月）

平成 29 年度 北信地区（平成 29 年 11 月）、九州地区（平成 30 年 1 月）

・ 公用車事故防止セミナー

公用車事故防止を目的として、平成 29 年度に発行、配布した「地方公共団体における公用車事故防止対策資料集」等を効果的に活用したセミナーを開催しています。

**【実施実績】**

平成 29 年度 北海道地区（平成 29 年 10 月）、東海地区（平成 29 年 11 月）

近畿地区（平成 29 年 7 月）、中国地区（平成 29 年 11 月）

※ 普及啓発事業は、引き続き実施いたします（テーマは異なります）。

・ 施設に関わる普及啓発活動は受講の対象者は公共施設の設置者である市の職員のみならず、公共施設の管理、運営を行う関係者も受講可能です。

・ 「ごみ処理施設」の火災・爆発事故防止対策や「落雷事故」の被害軽減対策は、専門的知識の普及を目的とするものであることから、企画立案段階から、環境衛生の研究者や電気・設計関係等、学識経験者等が関与しています。

・ セミナーの時間及び講師料

時 間：原則 1 回 2 時間

講師料：1 時間当たり 25,000～35,000 円

（技術士（国家資格保有者）又は大学教授若しくは准教授クラスの学識経験者）

**(3) 財源**

本事業は、相互救済事業の対象となる事故の防止に寄与し、相互救済事業の関連事業の中でも関連性の極めて大きい事業としての性質を有することから、共済基金分担金収入を財源といたします。

**3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業**

**(1) 事業の目的**

消防・防災施設整備事業等資金融資事業は、市等が実施する消防・防災施設整備事業をはじめ、文教施設整備事業、土木施設整備事業、地域活性化事業等に必要な事業資金を低廉な

利率で融資し、活用いただくことにより、市等の財政の負担軽減とともに様々な都市機能の整備、充実を図ることで住民福祉活動の向上に寄与しています。

## (2) 事業の内容

市等が行う消防・防災施設整備等の事業に対し、低利で事業資金を融資する事業です。起債について国又は都道府県の同意又は許可等を受けた事業を対象とし、利率は

- ・ 相互救済事業に委託している市等は財政融資資金貸付金利から0.1を減じた率（その率が0.1%を下回る場合は、財政融資資金貸付金利と同率）。
- ・ 相互救済事業に委託している市等以外は財政融資資金貸付金利と同率。

とし、償還期間は5年（元金の据え置き期間1年）、7年（同1年）、10年（同2年）、償還方法は、元利均等又は元金均等となっています。

融資の対象となる事業については下記のとおりです。

### (参考) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業・融資対象事業

- 消防庁舎の建設、防火水そう・消火栓の設置、消防自動車の購入等の消防・防災施設の整備事業
- 救急自動車の購入、震災対策施設の整備等に関する事業
- 自然災害の発生の予防、又は災害の拡大防止に関する事業
- 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業
- 地域の振興、活性化に関する事業
- 庁舎整備事業、文教施設等整備事業 等

## (3) 事業の実績

平成29年度融資実績は、270団体に対し94億6,430万円を融資し、年度末の融資金残高は、434団体に対して484億5,878万円余りです。

### ・償還期間別利用状況

償還期間	融資利率		融資件数	融資額
	通常利率 (元利均等/元金均等)	共済委託団体 (元利均等/元金均等)		
5年	0.01%/0.01%	0.01%/0.01%	137件	42億5,550万円
7年	0.01%/0.01%	0.01%/0.01%	19件	5億3,450万円
10年	0.01%/0.01%	0.01%/0.01%	144件	46億7,430万円

### ・融資対象事業別利用状況

融資対象事業	融資事業数	融資額
消防・防災関連事業	268事業	79億5,920万円
その他事業	57事業	15億510万円

#### (4) 財源

本事業の融資財源は、消防・防災施設整備事業等資金融資資産（特定資産として設定）です。

※ 本事業の前身である還元融資事業における融資残額を引き継ぐとともに融資事業の総枠を明確にするため、平成 23 年度に特定資産の設定を行い、公益社団法人移行後の消防・防災施設整備事業等資金融資事業の融資財源といたしました。

### 4 防災専門図書館事業

#### (1) 事業の目的

防災専門図書館は、防災の研究のために収集していた災害関係の図書、文献が 2,000 冊に達したことを機に、これを広く利用に供することを目的として、昭和 31 年総会決議により、開設したものです。

以来、内外の災害関係図書・文献・資料類を収集し、国・地方自治体の防災担当者はもとより、災害・防災関係の研究者、学生、一般の閲覧に供し、災害に関する知識の普及、対策の研究、防災意識の向上に寄与しています。

#### (2) 事業の内容

蔵書数は、平成 29 年度末で 161,836 冊を数え、災害・防災に関して一般公開している専門図書館としては国内唯一となっています。当館の蔵書の特徴は、蔵書の 75% が、官公庁出版物をはじめ、地域防災計画書、研究機関の調査・報告書、防災パンフレット等、多数の関係機関より寄贈いただいた市販していない資料で構築されていることです。

あらゆる災害に関する資料をテーマとした蔵書は、独自の十進分類法により分類・整理し、利用者の多岐にわたる資料の調査に対応できるようにしています。さらに、情報検索サービスの充実強化を図るため、平成 10 年度より順次、書誌情報のデータベース化を行い、平成 29 年度末までに 156,600 件の蔵書データを登録し、館内の図書検索 PC だけでなく、インターネットからも検索できるようにしています（平成 29 年度当期の蔵書検索のアクセスは 18,908 件）。

また、広く住民の防災意識の涵養・啓発を図る一環として、当館の特別コレクションであるかわら版・絵図 90 点を、高精細画像によりデジタル化し、「火災・地震関係かわら版」としてインターネット上で公開しています。また、関東大震災の震災予防調査会報告第 100 号『関東大地震調査報文』全 6 巻のほか、安政江戸地震・善光寺地震等に関する古文書や福井地震・カスリーン台風の写真などを高精細画像でデジタル化し、HP 上で災害分野別に掲載をして、WEB 上から誰もが見られるようにしました。

さらに、企画展「熊本地震の現在（いま）」、「首都圏水没!? ～カスリーン台風から 70 年～」を開催して、図書館の広報・利用の拡大を行いました。

#### ○ 開館時間

- ・ 開館時間：午前 9 時～午後 5 時
- ・ 休館日：日曜日、土曜日、国民の祝日、年末・年始
- ・ 閲覧：入館、閲覧は無料。閉架式
- ・ 貸出：市等関係者のみ（蔵書文献が貴重資料その他一般に頒布されない図書が多いため、貸出については制限を加えている。）
- ・ その他：レファレンスサービス（電話、メール等含む。）、コピーサービス（実費）

当館は、専門図書館協議会に参加し、官庁・地方議会・民間各種団体・調査研究機関・企業・大学、その他の図書館、資料室、情報管理部門と有機的に連携し、図書館事業の向上を図っています。

### (3) 事業の実績

#### [利用状況]

##### ・ 図書館利用状況（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

閲覧利用	：	372 名	1,560 冊
貸出利用	：	21 名	45 冊
複写サービス	：	121 名	333 件 1,968 枚
レファレンスサービス	：	81 名	
図書館見学	：	1,286 名	
図書館見学会等	：	51 名	

##### ・ インターネットアクセス件数（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

トップページ	：	5,108 件
図書・雑誌新着	：	4,272 件
図書・雑誌横断検索	：	5,023 件
雑誌検索	：	2,007 件
詳細検索	：	1,011 件
雑誌一覧	：	1,487 件

#### [蔵書数]

平成 30 年 3 月 31 日現在

災害一般	25,767 冊 (177 冊)
火災	13,281 冊 ( 75 冊)
風水害・雪害	9,106 冊 ( 80 冊)
地震・噴火・津波	13,678 冊 ( 98 冊)
交通災害	9,343 冊 ( 39 冊)
農業災害	11,571 冊 ( 39 冊)
鉱・工業災害	4,369 冊 ( 20 冊)
公害	52,337 冊 (191 冊)
戦災	3,118 冊 ( 4 冊)
その他一般	19,266 冊 ( 77 冊)
合計	161,836 冊 (800 冊)

(カッコ内は平成 29 年度受入数)

### (4) 財源

災害による損害のてん補を行う共済事業、消防・防災施設等の充実を図る融資事業と、防災意識の向上を目的とする本事業は相互に補完関係にあるため、利子活用事業に位置付け、

消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入を財源に充てることを基本としています。

## 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入の一部を活用し、防災に関するセミナーの開催や全国的規模の消防防災の推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等に助成を行い、多角的に住民の利益の増進に寄与することを目的とします。

### [事業内容]

#### (1) 都市防災推進セミナー

都市防災の推進と防災意識の向上を図ることを目的に「都市防災推進セミナー」を開催しています。

- ・基調講演：総務省（旧自治省）防災課長（第1回目（平成11年度）～）
- ・パネルディスカッション：学識経験者及び行政関係者による耐震化推進のため連携して取り組む方策を討議（第9回（平成19年度）～）
- ・防災フォーラム：関東、阪神・淡路、そして東日本と過去の大震災の体験を学び、伝え、迫りくる南海トラフ、首都直下型地震など次の大震災に備え、被害を軽減するために開催します。

### [平成29年度の開催状況]

#### ○ 第19回都市防災推進セミナー

「巨大地震災害に備える～熊本地震の教訓をいかにいかすか～」

日時：平成29年11月16日（木） 13:00～17:00

場所：日本都市センター会館（千代田区平河町2-4-1）

内容：基調講演、特別講演、パネルディスカッション

参加人数：160人（参加者：消防・防災関係者、防災ボランティア関係者、一般参加者）

参加費：無料

（開催趣旨）

平成23年東北地方太平洋沖地震後、「想定外」という言葉を繰り返すことがないよう各方面で、様々な取り組みがなされています。首都直下地震、南海トラフ地震等の巨大災害の発生が懸念されるなか「起きてはならない最悪の事態」を回避するためには、国・地方自治体に加え民間企業やボランティア、地域住民が一体となって取り組む体制づくりが求められています。

本セミナーでは、政府関係者、学識経験者、震災復興に取り組んでいる関係者による講演により、地震のリスク、地震対策の現状と課題を学び、これまでの教訓を今後いかに活かすのかということについて、自治体をはじめ地域の防災関係者に有益な情報を提供させていただくことで、防災・減災対策推進に資することを趣意としています。

（主催）

本会・NPO法人東京いのちのポータルサイト

（後援団体等）

内閣府政策統括官(防災担当)・総務省消防庁・国土交通省・東京都・東京消防庁・全国市長会・全国市議会議長会・日本都市センター・日本防火・防災協会・日本消防協会・土木学会・日本建築学会・日本建築防災協会・防災科学技術研究所

（講師料等）



講演者及びパネリストに対する謝礼等はありませんが、実費弁償的な観点から、交通費のほか配付資料集の原稿料として30,000円を支払っています。

○ 防災フォーラム ～迫りくる直下地震への対応～

日時：平成29年9月10日（日）13:00～17:00

場所：東京都慰霊堂（墨田区横網2-3-25）

内容：講演、パネルディスカッション

参加人数：139人（防災ボランティア、一般参加者）

参加費：無料

（開催趣旨）

過去の大震災の体験を学び、伝え、建築物の耐震化を推進し、迫りくる次の大震災からいのちを守るために何をすべきかを学ぶ機会を得ることを趣旨としています。

（主催）

首都防災ウィーク実行委員会（本会、NPO法人東京いのちのポータルサイト、公益財団法人東京都慰霊協会ほか）

（後援団体等）

内閣府政策統括官（防災担当）、総務省消防庁、国土交通省、気象庁、東京都、墨田区、全国市長会、土木学会、日本建築学会、日本建築防災協会、防災科学技術研究所、日本地震工学会、日本技術士会、都市防災美化協会、リアルタイム地震情報利用協議会、日本ファーストエイドソサエティほか

（講師料等）

講演者及びパネリストに対する謝礼等はありませんが、実費弁償的な観点から、交通費のほか配付資料集の原稿料として30,000円を支払っています。

（2）防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業の助成

本事業は、防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業のうち、本会の相互救済事業と関連が深い全国的規模の消防防災推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等に対して助成し、都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

とりわけ、本会の事業は、全国的規模での災害による公有財産等の損害に対するてん補や損害の防止、消防・防災施設整備事業の融資等といったハード面の事業が中心となっています。本来、ソフト面の事業も本会で直接実施することが望ましいのですが、その場合、多大なコストを要し、かえって住民負担を掛けることになるため、助成を通じて事業を行うこととしています。

ア 全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究

本会の主要事業であります相互救済事業では、災害に因る公有財産等の損害に対するてん補を実施いたしますが、災害に因る公有財産等の損害発生防止も重要であります。発生件数が増加傾向にあるものや大事故の例がある特定の事例に対しては、本会が直接、防災対策の調査研究及び普及啓発を行っていますが、相互救済事業の対象は全国であり、全国的規模の観点から防災・危機管理の調査研究を行い、具体的対策を講じることがあると認識しています。しかしながら、本会でそのような事業を直接実施しようとした場合、多大なコストがかかり、かえって住民負担の増大を招きかねない状況になります。

このため、全国的規模で防災や危機管理を含む地方自治に関する総合的な見地から調査研究を実施し、地方自治に影響を及ぼす法令や国が定める事務や施策に関し、内閣や国会に意見が具申できるとともに、現在、国が進める地域主権改革のもと設置される「国と地方の協議の場」にその構成メンバーとして参画し、住民の利益を代表する本会と共通の基盤に立つものとして政策機能を有している、全国市長会及び全国市議会議長会が実施している事業のうち、防災・危機管理の政策に関する調査研究に助成をしています。

全国市長会及び全国市議会議長会は、全国的規模で防災・危機管理の政策に関する調査研究を実施し得る団体であり、本会が助成を行うことにより、相互救済事業に係る災害による損害の防止はもとより、災害（特に巨大災害）が発生した場合におけます、本会の相互救済事業に係る対策に寄与する等、広域的な防災のみならず、相互救済事業の施策に関して寄与することを通じて、住民福祉の向上に効果的に寄与いたしております。

(助成対象事業の実績) ※平成 29 年度

- ・全国的規模に係る防災・危機管理に関する調査研究事業（全国市長会）
- ・自然災害対策等推進事業（全国市議会議長会）

(平成 29 年度事業概要)

〔全国市長会〕

- 調査研究の成果も含め、第 87 回全国市長会議で「決議、重要提言、提言」及び理事・評議員合同会議において「平成 30 年度国の施策及び予算に関する決議・重要提言・提言」を取りまとめ、東日本大震災、原子力災害及び熊本地震からの復旧・復興への対応と、安全対策・地震津波対策等、都市における防災・危機管理の充実強化を図るための提言を行った。
- 上記の提言に基づいて、国会並びに政府に決議・重要提言・提言を提出し、その経過概要を取りまとめた。
- 「国と地方の協議の場」をはじめ政府の審議会、政党の会議等に参加し、意見を述べる等の取り組みを行った。
- 全国市長会内に設置されている委員会等を開催し、対応を協議した。
- 東日本大震災、熊本地震の被災県が職員派遣の必要性を理解していただくために主催した、自治体の幹部職員（首長含）及び地方六団体の職員等を対象とする被災自治体視察事業に、同会の職員（総長、次長を含）が参加し、被災市町村の復興状況や各都市からの派遣職員の生活環境等を視察した。

なお、本会の相互救済事業への寄与としては、以下の点が挙げられます。（全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究の内容例）。

- ・都市防災に関する調査研究及び政策の審議（全国的規模における都市防災全般に寄与）
- ・震災による被災者への地方税への減免措置への調査研究及び政策の審議（震災等による本会の共済基金分担金の減免措置等の施策の立案・実施に寄与）
- ・震災による病院・医療、水道、雇用、廃棄物処理、学校、文化財への影響に対する対応等調査研究及び政策の審議（本会の相互救済事業に係る公有財産等の被害状況の把握に寄与）

・震災による原子力発電所事故への対応等調査研究及び政策の審議（本会の相互救済事業に係る公有財産等の原子力発電所事故に伴う損害への対応の検討に寄与）等

〔全国市議会議長会〕

- 理事会、評議員会等を開催し、自然災害対策等の防災・危機管理に関する施策の検討及び決議等を決定し、政府・国会等への要請行動を行った。
- 各委員会（地方行政、地方財政、社会文教、産業経済、建設運輸）を開催し、自然災害対策等の防災・危機管理の施策に関するそれぞれの所管事項について調査及び要望書案を検討し決定するとともに、要望書をもとに政府・国会等への要請行動を行った。
- 全国市議会旬報で要望案の内容や各委員会の活動状況について掲載した。

なお、本会の相互救済事業への寄与としては、以下の点が挙げられます。（全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究の内容例）。

- ・自然災害対策（地震・津波対策、治水対策等）の推進に関する政策の審議（全国的規模における都市防災全般に寄与）
- ・災害復興支援（東日本大震災の復旧・復興）に関する政策の審議（本会の相互救済事業に係る公有財産等の被害状況の把握、震災等による本会の共済基金分担金の減免措置等の施策の立案・実施に寄与）

イ 全国的規模に係る地域現場における消防・防災活動等の普及、啓発、活性化に関する事業

本会では、消防・防災施設整備事業等資金融資事業を実施いたしておりますが、その設備を活用するのは、各地域現場における消防体制であります。わが国における消防体制のうち、市町村等が設置する常備消防よりも、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、ボランティア精神をもって、まさに自身の身を賭して消防防災に対応している消防団が多く組織されているのが実態であり、消防体制の担い手である消防団活動等の普及、啓発、活性化等に係る下記の事業に対して一定の助成を行い、都市機能の一環としての防災体制の充実と防災意識の向上を図り、もって住民福祉の向上に寄与しています。

助成内容については下記（助成対象事業の実績）のとおりですが、このうち「消防団活動情報提供事業」については、消防団員確保等全国の消防団の活動状況に係る情報を提供し、消防団相互の情報交流の推進に係るホームページの充実を通じて、全国的規模で消防団活動の活性化を図るものであります。

また、「少年消防クラブ活性化推進事業」は、次代の消防団活動を担う少年消防クラブの活動の支援、指導者研修の実施及び情報の提供を行うこと等により、全国的規模で少年消防クラブの一層の活性化を図るものであります。

消防団活動等の普及、啓発、活性化等の事業のうち、下記事業について助成を行っている理由は、本会の「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」が、日本全国を対象としていること、加えて事業による受益の効果が全国規模の不特定多数の住民に波及することができるからであり、「消防団活動情報提供事業」については主として成年層の、「少年消防クラブ活性化推進事業」は主として青少年層の、不特定多数の住民の利益の増進を図るものとして、本会の事業目的及び受益効果に適切ことから、同事業に実施しています。

なお、「消防団活動情報提供事業」は、財団法人日本消防協会（平成26年4月1日から公

益財団法人日本消防協会に名称変更。以下「消防協会」という。)において実施されておりますが、消防協会は唯一の消防団の全国的連合組織であり、消防団活動の向上をはじめ我が国の消防の発展に大きく寄与してきた法人であります。「消防団活動情報提供事業」に類する事業は他に例がなく、さらにこのような事業を継続的に実施できるのは消防協会が唯一の団体であることから、公募による助成ではなく、消防協会が実施する「消防団活動情報提供事業」に助成をしているものであります。

また、「少年消防クラブ活性化事業」は、財団法人日本防火協会（平成25年4月1日から一般財団法人日本防火・防災協会に名称変更。以下「防火協会」という。）において実施されておりますが、防火協会は全国的規模で防火に関する調査研究、防火思想の普及を目的とする法人であります、「少年消防クラブ活性化推進事業」に類する事業は他に例がなく、さらにこのような事業を継続的に実施できるのは防火協会が唯一の団体であることから、公募による助成ではなく、防火協会が実施する「少年消防クラブ活性化推進事業」に助成をしているものであります。

(助成対象事業の実績) ※平成29年度

・消防団活動情報提供事業（公益財団法人日本消防協会）

同協会のホームページのコンテンツの一つである「消防団情報館」に掲載する消防団PR情報（市町村提供情報）のデータ登録を行うとともに、消防団活動の充実強化、団員確保に資する動画等の情報を提供するなど、引き続き体系的な消防団に関する情報の整備を図った。

・少年消防クラブ活性化推進事業（一般財団法人日本防火・防災協会）

- 少年消防クラブ活性化推進会議の開催（平成29年10月、平成30年1月）
- 少年消防クラブ指導者交流会の開催（平成30年2月）
- 少年消防クラブ全国交流大会の開催（平成29年8月）
- 実践的な活動を積極的に行う少年消防クラブに対し、活動服を製作、支給した。

ウ 全国的規模に関わる安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究等

わが国人口総数のうち夜間人口だけを見ても約9割を占める、都市自治体の安心・安全なまちづくり等の進歩と発展に寄与し、もって様々な都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上を図るうえでその前提となる、現在の都市をとりまく都市政策、行政経営及び地方自治制度等につきましても調査研究事業（政策提言等も含む。）、情報提供事業、研修事業を実施している、公益財団法人日本都市センター（平成24年4月1日から公益財団法人日本都市センターに名称変更。以下同じ。）が行う事業に対して助成しています。

助成内容については下記（助成実績）のとおりですが、同財団は、都市自治体の安心・安全なまちづくりを通じた住民のセーフティネットへの寄与の前提となる、直面する都市政策、行政経営及び地方自治制度等に関わる調査研究事業等を、全国的規模の観点から実施するにつき、都市政策の調査に携わる国内外の各方面と連携する方法を用いています。さらに、同財団のスタッフ（研究員）は、プロパーのみならず、都市自治体（市）から派遣された職員が複数配置され、調査研究等に従事しています。これらにより、都市自治体が直面する課題の調査研究や政策提言等について、特定の地域に偏ることなくかつ都市自治体現場の実態に即し、高い効果をもたらすことができると考えられますが、この手法を用いた調査研究等を継続的に実施

し得る団体は、極めて稀少であると考えられますことから、公募による助成ではなく、同財団が実施する下記の事業に助成をしているものであります。

(助成対象事業の実績) ※平成 29 年度 (公益財団法人日本都市センター)

全国的規模に関わる安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究等について、以下のような調査研究を実施した。

〔調査研究事業〕

都市政策、行政経営、地方自治制度等について、現在の都市が直面する諸課題に関する調査研究を実施し、一定の方向性をもった政策提言や報告書として取りまとめた。

(主な実績)

- 都市分権政策センター (全国市長会との共同研究)
- 都市自治体のモビリティ (まちづくり・地域公共交通・ICT) に関する調査研究
- 住居の荒廃をめぐる政策法務と地域福祉からの対応策に関する調査研究
- 住民主体のまちづくりに関する調査研究 (埼玉県戸田市との共同研究)
- 中長期的な都市税財政に関する調査研究 (全国市長会との共同研究)
- 土地利用行政のあり方に関する調査研究 (全国市長会との共同研究)
- 各国の都市政策に関する調査研究及び成果のとりまとめ (英訳)

〔研修事業〕

調査研究事業の過程で蓄積した知見を広く一般に周知することにより、地域の政策形成能力の向上を図るため、以下の研修事業を行った。

- 全国都市問題会議 (平成 29 年 11 月)
- 市長フォーラム (平成 29 年 11 月)
- 都市経営セミナー (平成 29 年 8 月)
- 都市政策フォーラム (平成 29 年 8 月)
- 都市調査研究交流会 (平成 30 年 2 月)

〔情報提供事業〕

調査研究事業の成果物について、機関紙『都市とガバナンス』、独立の刊行物、ホームページ等を通じて情報提供を実施した。

(主な実績)

- 「超高齢・人口減少時代の地域を担う自治体の土地利用行政のあり方」報告書の発行
- 「都市自治体のモビリティ (まちづくり・地域公共交通・ICT) に関する調査研究報告書」の発行
- 「都市自治体の公民連携 (文化・芸術振興) に関する研究会報告書」の発行
- 「ドイツの空き家問題と都市・住宅政策」報告書の発行

(4) 財源

本事業は、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入を財源に充てることを基本としています。